



## 高齢運転者等専用駐車区間制度について

高齢運転者等が届出をしている普通自動車で、車両前面に高齢運転者等標章を掲出している場合は、**高齢運転者等専用駐車区間**に、その車両を駐車することができます。  
紅葉マークや身体障害者マークだけでは駐車できません。

### 制度を利用できる方とは

普通自動車を運転できる免許を受けている方で  
70歳以上の方  
聴覚障害・肢体不自由の免許条件を付されている方  
妊娠中または出産後8週間以内の方が  
**事前に警察署に届出**て、**標章の交付**を受けている方



### 高齢運転者専用駐車区間制度とは

山口県では、**高齢運転者等専用駐車区間**は**駐車可**の標識に淡い黄色で**標章車専用**と記載した補助板が設置され、駐車枠が設けられています。



標章車専用

宇部警察署管内には、**宇部市役所**と**宇部郵便局**前に併せて**4台分**の駐車枠が設けられています。

県下には、**5署**(周南・山口・山口南・宇部・下関)、**10台分**の駐車枠が設けられています。

### 標章のない車で、専用駐車区間に駐車すると駐車違反となります

専用区間での駐車違反は反則金が2000円加算されます。  
被標章交付者が用いている車両であっても、標章を掲示していないとき。  
標章に記載された車両以外の車両を駐車しているとき。  
被標章交付者本人が運転していないとき。  
(被標章交付者が同乗していても不可)

### 注意事項

高齢運転者等標章は**全国の専用駐車区間で使用可能**です。  
標章の交付事務は、**警察署**で平日午前8時30分～午後5時15分までの間に行なっています。

申請には、自動車運転免許証(原本)・自動車検査証(コピー可)・妊娠中または出産後8週間以内の方は、母子手帳(原本)又は医師が作成した妊娠証明書(原本)が必要になります。

自動車運転免許の取消しや失効をした方、出産後8週間を超えた方は標章を**返納**しなければなりません。

